

自転車の交通ルール



大分県警察本部
交通部交通企画課

交通反則通告制度(青切符)の導入

交通反則通告制度とは？ (交通反則通告書が青色のため、「青切符」と呼ばれる)

- ・交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組み(現在、自動車で適用)で、比較的軽微な交通違反をした場合に一定期間内に反則金を納めると公訴が提起されない(裁判を受けない)制度
- ・納付書により、銀行、郵便局で原則7日以内に反則金を仮納付 ⇒ その後も納付なければ、最終的に刑事手続へ

なぜ、交通反則通告制度(いわゆる青切符)が導入されるの？

- **自転車の交通ルールを因るため！**
自転車乗用中の事故、多くの場合、自転車側にも法令違反がある。
- **違反者に対する実効性のある責任追及のため！**
刑事手続で検察庁に送致されても不起訴多く、責任追及が不十分。
一方、罰金となると、自転車の交通違反で前科がつく。
- **簡易で迅速な違反処理のため！**
これまでの刑事手続による処理は、違反者と警察双方に時間的・手続的な負担が多かった。
青切符導入により、取調べや裁判を受ける必要なく、簡易迅速な処理が可能となる。



⇒ **自転車の交通事故防止！**

これまでと何が変わるの？

- 自転車は「軽車両」であり、車両の仲間
- 道路交通法でルールが規定
- 今までも「悪質危険な違反は赤切符等」で検挙
※基本的には指導カードによる指導警告

【R7 検挙件数】 139件（酒気帯び、信号無視、一時不停止 等）
【R7 指導カード】 9499件（並進、無灯火、一時不停止 等）

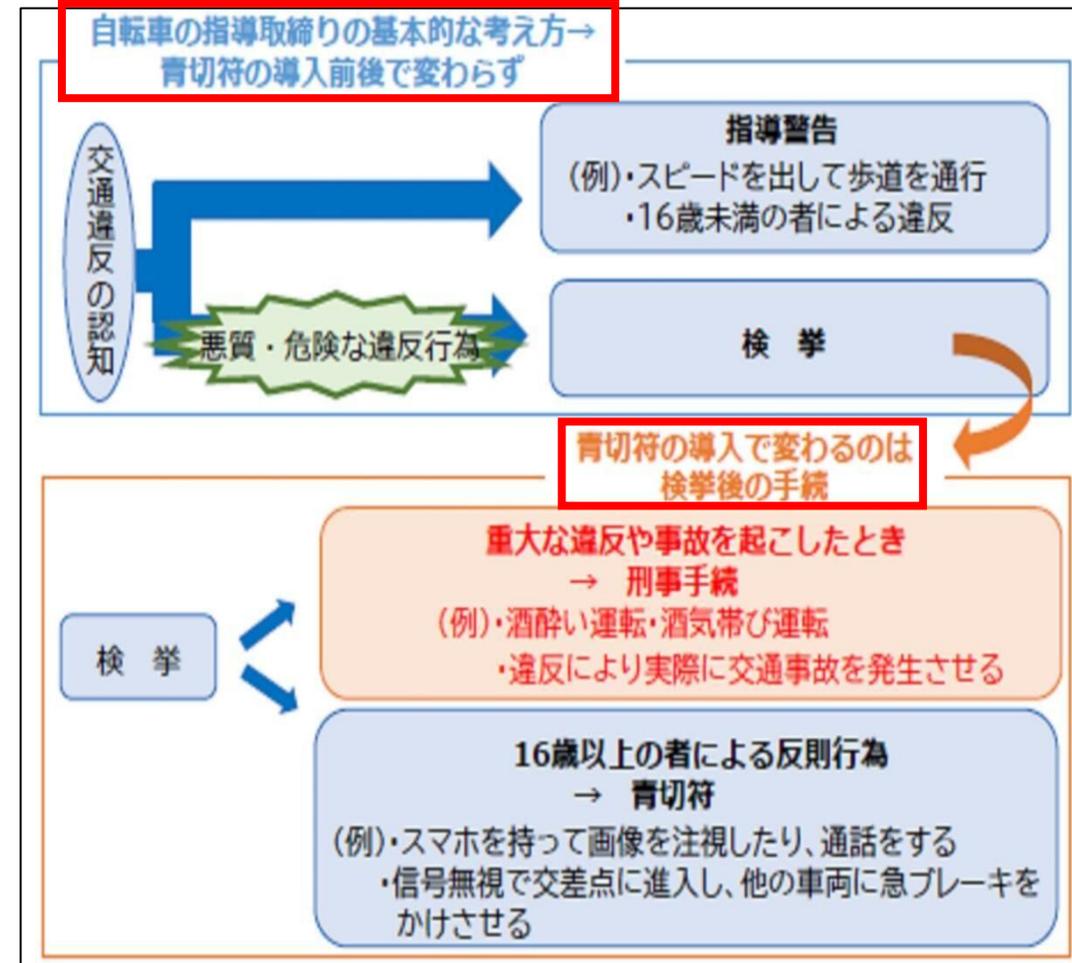
基本的考え方は変わらず、検挙後手続が変更

【指導取締りの基本的な考え方】

- 基本的に「指導警告」を実施
- 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象



※ 警察庁「自転車ルールブック」



青切符導入後の指導取締り②

○ 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象

※①重大な違反,③交通事故はこれまでどおり、赤切符等の刑事手続で処理

※②3つの違反、④具体的危険・2つ以上同時の違反、⑤指導警告を無視 ⇒ 青切符の検挙対象

※なお、②、④は指導警告を得ずに検挙

警察庁「自転車ルールブック」

違反自体が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

① 刑事手続によって処理される重大な違反
[検挙(刑事手続により処理)]

(例)



飲酒運転



あおり運転



ながらスマホで道路における危険を生じさせた場合

② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反
[検挙(青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了)]

(例)



遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



ながらスマホ

違反態様が悪質・危険なもの

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき
[検挙(刑事手続により処理)]

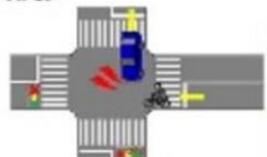
(例)



ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき

④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
[検挙(青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了)]

(例)



信号無視で交差点に進入し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけたとき



傘を差しながら一時不停止をしたとき

⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき
[検挙(青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了)]

(例)



警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき

自転車の通行場所①

○車道が原則、左側を通行

⇒基本は、自転車安全利用五則（内閣府が作成）

○歩道は例外、歩行者を優先

【歩道通行の例外】

- ①「歩道通行可」を示す標識や標示がある場合
- ②13歳未満70歳以上、体が不自由な方
- ③車道通行が危険など、やむを得ない場合

※ ただし、歩道はあくまで歩行者優先。

歩道を通行するときは、

- ・道の中央から車道寄りを徐行（直ちに停止できる速度）
- ・歩行者の通行を妨げる場合は一時停止

しなければならない。（歩道徐行等義務違反）

※ 道路の左右に歩道がある場合、どちらの歩道を通行しても構わない。



○「自転車専用通行帯・自転車道」や横断歩道に「自転車横断帯」があるときは必ずそこを通行

大分市～裁判所前から都町方面「自転車専用通行帯」、宗方地区「自転車道」

自転車の通行場所②

○ 路側帯を通行できる場合

路側帯とは ~ 歩行者の通行のため白線によって示された部分



(一般の路側帯)



(駐停車禁止路側帯)



(歩行者用路側帯) ⇒ 大分県内なし



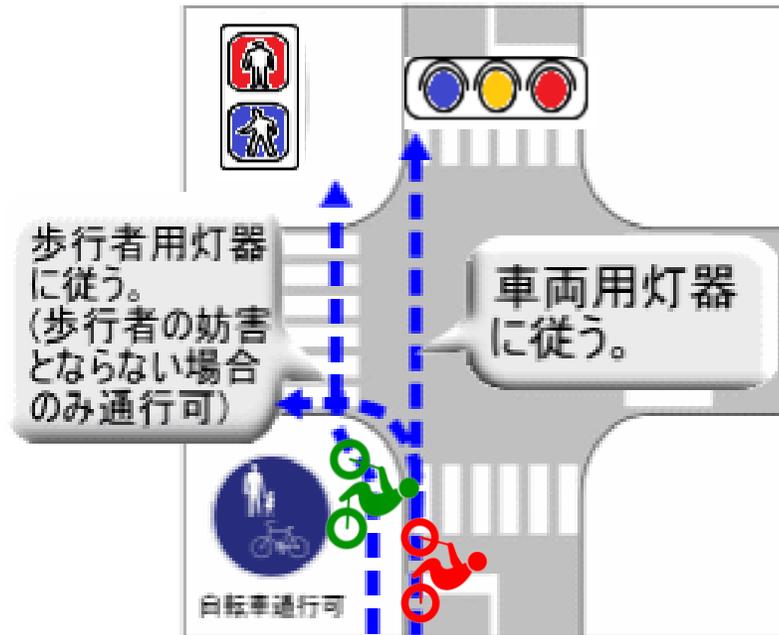
※「路側帯」を通行するときは、歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければならない
(路側帯進行方法違反)

自転車の通行方法①

① 車道を走行しているときは「車両用信号」、
歩道を走っているときは「歩行者用信号」に従うのが原則

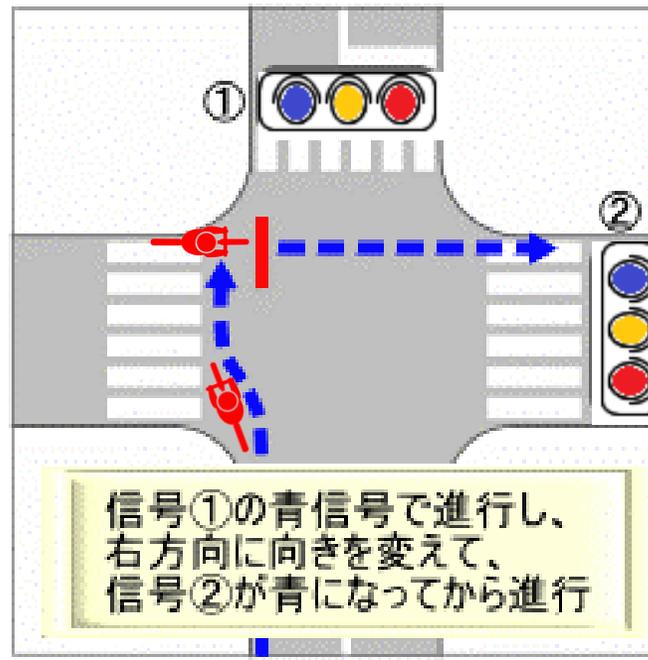
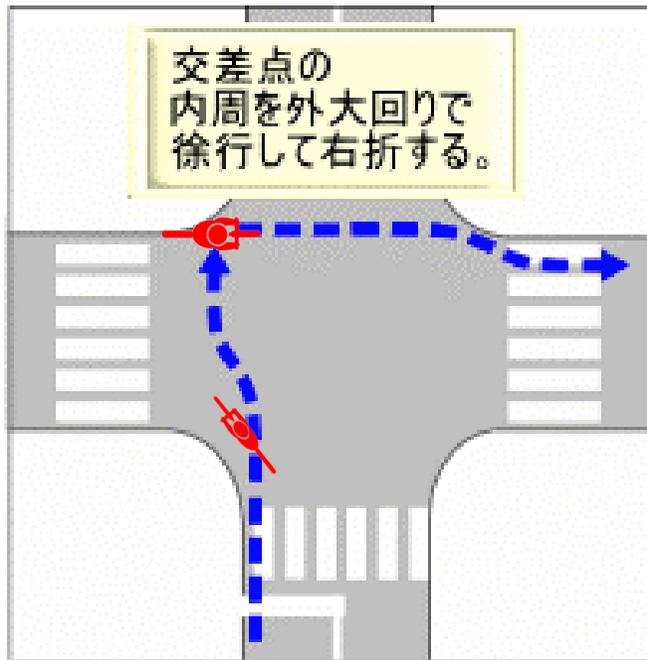
②「歩行者・自転車専用」の標示板がある場合は、歩行者用信号に従う

※ 車両用信号に「軽車両専用」があるときでも、「歩行者・自転車専用」の表示板があれば歩行者用信号に従う。

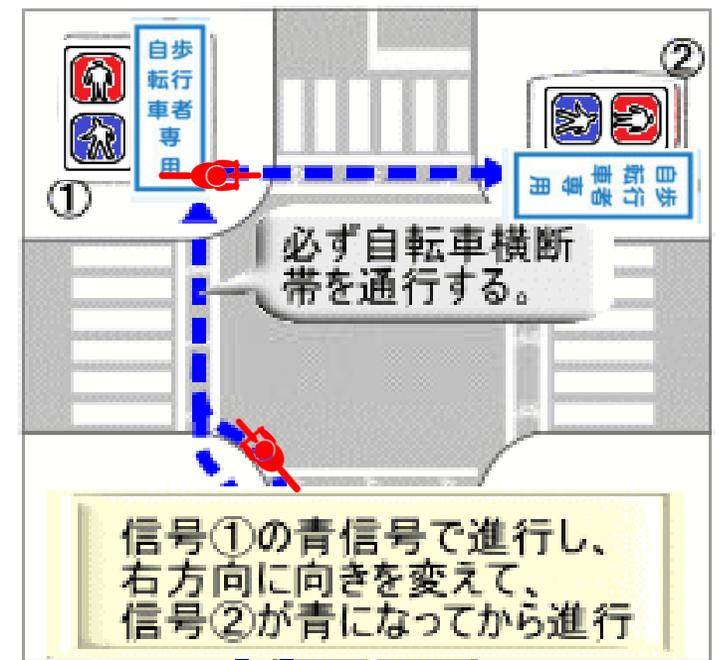


自転車の通行方法②

- 右折するときは、2段階右折で大回り
(やむを得ず歩道を進行中は、横断歩道を2段階で大回り)



※右折矢印の信号による右折不可



※歩行者・自転車専用の標示板がある場合
⇒歩行者用灯器に従う

※自転車横断帯がある場所
⇒必ず自転車横断帯を通行

自転車運転者講習

1 意義 3年以内に2回以上の危険行為(特定の違反16類型)をした者を対象に、危険性を改善させるための講習

2 講習時間・手数料 3時間 6,150円

3 危険行為(特定の違反)

- ①通行区分違反……………原則、車道の左側端に寄って通行しなければならない
- ②通行禁止違反……………一方通行の逆走をはじめ、自転車を含む車両の通行が禁止されている道路を通行してはいけない
- ③歩行者用道路徐行違反……………自転車に限って通行が認められている道路においては、歩行者に注意して徐行しなければならない
- ④歩道徐行等義務違反……………歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならない
- ⑤路側帯進行方法違反……………路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない
- ⑥信号無視……………車道を進行するときは「車両用」、歩道を進行するときは「歩行者用」の信号機の表示に従わなければならない
- ⑦指定場所一時不停止等……………標識等により一時停止すべきことが指定されている場所では、一時停止しなければならない
- ⑧優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反……………交差道路が優先道路等であるときは、交差道路を通行する車両の妨害をしてはならず、かつ、交差点に進入するときは徐行しなければならない
- ⑨交差点優先車妨害……………交差道路左方から進行してくる車両や、右折する場合の直進、左折車両の進行を妨害してはならない
- ⑩環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反……………環状交差点内を通行する車両の進行妨害をしてはならず、また、通行する車両、歩行者に特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない
- ⑪酒酔い・酒気帯び運転……………酒に酔った状態、また、酒気を帯びて運転してはならない
- ⑫妨害運転……………通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせる方法による急ブレーキ等をしてはならない
- ⑬携帯電話使用等……………自転車を運転するときは、通話したり画像を注視してはならない
- ⑭遮断踏切立入り……………踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っている間は、踏切に入ってはいけない
- ⑮自転車制動装置不良……………ブレーキがない自転車や、ブレーキが故障した自転車を運転してはならない
- ⑯安全運転義務違反……………他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない

自転車ルール 交通安全教育教材まとめ

- ① 「おんせん県おおいた湯～チャリトレーニング」 (大分県警、R7.7～)
○×クイズ、テキスト、動画等をまとめたコンテンツ
- ② 「自転車ルールブック」 (警察庁、R7.9～)
自転車青切符の背景など詳細
- ③ 「自転車の交通安全教育ガイドライン」 (警察庁、R7.12～)
教育実施主体の指針、ライフステージごとの目標と教育内容
- ④ 「自転車ポータルサイト」 (警察庁、R7.12～)
全国の自転車ルール学習教材 (上記「湯～チャリ」もあり)
- ⑤ 「交通事故防止動画リスト」 (警察庁)
動画リスト内に下記動画等あり

